

“認知症の人と家族が安心して暮らせるまち なごや”の
認知症施策をまとめました!

認知症のしおり



名古屋市
(令和6年7月版)

もくじ

ページ

○名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例	3・4
○認知症ってなに?	5
○早期発見・早期対応が大切です	6・7
・若年性認知症の相談窓口	7
○認知症の専門医療機関	8
○認知症に関する相談窓口	9・10
○認知症の進行に合わせた「家族の心がまえ」や「ケアのポイント」	11・12
○こんなとき、どうする?	
・介護の悩みを誰かに相談したい・話を聞いて欲しい・ 自分のもの忘れが心配になってきたので、相談したい	13
・認知症の本人同士・介護する家族同士で交流したい	14
・1人で出かけて帰れなくなることがあり、心配	15・16
・認知症になっても安心して出かけた	16
・介護サービス等を利用したい	17・18
・認知症についてもっと知りたい	19
・認知症に関する取り組みについて知りたい、 若年性認知症について相談したい	20
・認知症の人の財産管理や権利擁護について相談したい	20・21
・社会保障制度などを利用したい	22
○問い合わせ先	
・区役所・支所・保健センター・分室・福祉会館・区社会福祉協議会	23・24
・いきいき支援センター(地域包括支援センター)	25・26
[付録]	
・わたしのこと・受診にあたってのメモ	27・28
・意思表示ができるマークをご存じですか?	29

※各ページに記載のある行事などは中止になる場合があります。
各問い合わせ先へご確認ください。

「認知症になってできないことも増えたけれど、自分で考えて決めたいって思うのはわがままなのかな」

これは認知症本人の言葉です。

名古屋市では、こうした本人の声を尊重し、認知症になっても自分らしく暮らせるまちづくりを進めています。

認知症とともに前を向いて生きていける社会を実現するため、私たちに何ができるかを一緒に考えていきましょう。

名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例

認知症の人と家族をはじめ、全ての市民が安心して暮らせるまち・なごやの実現を目指し、令和2年4月1日に施行しました。

基本となる考え方

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するための基本理念を定めています。(第3条)

- 認知症の人の尊厳が保持され、意思が尊重され、認知症の人と家族が自分らしく暮らせるまちの実現を目指すこと。
- 認知症の人と家族が、それぞれの置かれている状況に応じ、その人とその家族に寄り添った支援を切れ目なく受けられること。
- 認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、市や市民、事業者、関係機関は相互に連携して、市全体で認知症に関する取組みを推進すること。

市の責務と市民、事業者、関係機関の役割

市の責務と市民や事業者、関係機関の役割を定め、お互いに連携・協力しながら認知症に関する取組みを進めます。(第4条～第7条)

- 市は、認知症の人と家族が必要としていることを把握するとともに、市民、事業者、関係機関と連携・協力し認知症施策を総合的に推進します。
- 市民は、認知症についての正しい知識と理解を深めるとともに、日常生活において認知症の予防*に努めます。
- 事業者は、従業員が認知症についての正しい知識と理解を深めるために必要な教育を実施するよう努めます。
- 市民や事業者は、認知症の人と家族の悩み、不安等に気づいたときは、その状況に応じた適切な支援を行うよう努めます。
- 関係機関は、相互に連携し、認知症の人が、その人の状態に応じた適時・適切な医療・介護サービスを受けられるよう努めます。



*本条例において「認知症の予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのための施策

認知症に関する市の取組みを定めています。(第8条～第13条)

市民の理解の促進

- 認知症サポーターの養成を進めます。(P.19)

認知症の予防と早期発見の推進

- 認知症予防の取組みを普及します。(P.19)
- もの忘れ検診を実施します。(P.7)

医療・介護提供体制の充実

- 専門的な医療機関や介護サービス提供事業所を充実させます。(P.8)
- 医療・介護従事者の認知症対応力を向上させます。

事故の防止と救済

- 行方不明になった認知症の人を早期に発見するための取組みを実施します。(P.15・16)
- 認知症の人による事故の損害を補償する制度を実施します。(P.16)

地域における相談支援の充実

- いきいき支援センターなどで相談支援を実施します。(P.9・10)
- 認知症の人同士、家族同士のピアサポートの取組みを進めます。(P.14)
- 若年性認知症の人と家族への支援を進めます。(P.7・14・20)

権利擁護の充実

- 認知症の人の判断能力に配慮した意思決定支援が適切に行われるよう取組みを進めます。
- 成年後見制度の利用を促進します。(P.21)

名古屋市コールセンター

お問い合わせは **年中無休** **朝8時から夜9時まで** よくある質問はこちらから→

名古屋おしえてダイヤル 052-953-7584

電話番号のおかけ間違いにご注意ください。



*これ以降の電話番号は市外局番を省略させていただきます。名古屋市外、携帯電話からおかけの方は052をつけておかけください。

認知症ってなに？

認知症は脳の病気です

認知症とは、

いろいろな原因で脳の細胞が縮んだり、働きが悪くなるために、「もの事を記憶したり、判断する能力」や「時間や場所、人などを認知する能力」などが低下し、日常生活の中で支障をきたしている状態です。



主な認知症の原因疾患

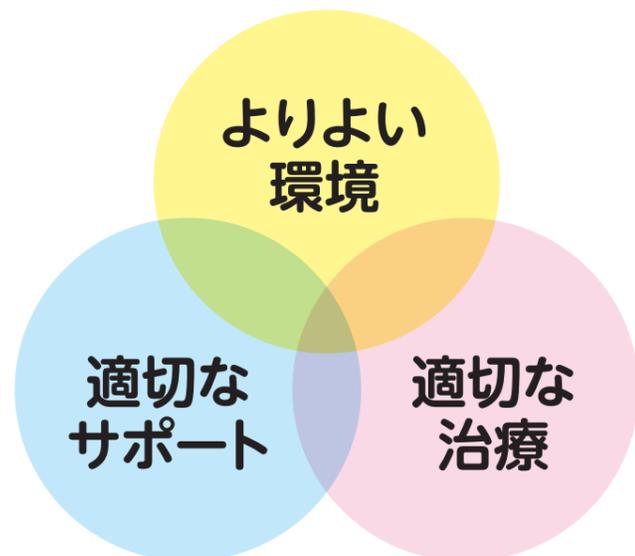
原因疾患	脳の変化	特徴的な症状
アルツハイマー型認知症	脳の神経細胞が減って脳が萎縮する疾患	もの忘れ、時間や場所などが分かりづらくなる、理解判断力の低下
レビー小体型認知症	レビー小体が脳にたまることで、神経細胞が死滅してしまう疾患	幻視、妄想、うつ状態、パーキンソン症状（ふるえ、小刻み歩行など）
前頭側頭型認知症	前頭葉と側頭葉が特異的に萎縮する疾患	性格の変化（怒りっぽくなるなど）、無気力、ルールを守る必要があることがわからなくなる、記憶力は比較的保たれる
血管性認知症	脳の血管がつまったり、破れたりする疾患	もの忘れ、感情のコントロールがうまくいかない、手足の麻痺

認知症は、原因となる疾患によって症状は様々です。必ずしも、もの忘れだけがあらわれるとは限りません。

認知症になると何もできなくなると思われがちですが、そうではありません。長年やってきたこと、得意なこと、好きなことを生かして、活躍されている方がたくさんいらっしゃいます。

まわりの方のサポートや、安心できる環境、適切な治療があれば、認知症の人が自分らしい生活を長く続けることができます。

認知症を正しく理解し、ご本人やご家族、まわりの方々と、これからの生活を一緒に考えていくことが大切です。



早期発見・早期対応が大切です

早期に発見・相談・診断・治療しましょう。

初期の症状に気づくことが大切です。

認知症の症状といえば、もの忘れがイメージされますが、判断力や理解力が衰えた、時間を間違えたり道に迷うようになった、不安感が強くなったり意欲がなくなってきたなどの症状は、認知症の初期によくあらわれる症状です。人と会うのを嫌がったり、失敗を隠したりすることなどから、認知症に気づくこともあります。

「今までと違う」と思うことが増えてきたら、医療機関や専門の窓口への相談をお勧めします。



受診するときに、事前に症状等をメモしておくといいでしょう。
付録②「**受診にあたってのメモ**」(P.28)をご活用ください。



早期発見・早期対応にはメリットがあります！

- 早期に診断され、治療を受けることで、症状が回復したり、進行を遅らせることができます。
- 早くから適切な治療やケアを受けることで、生活上の困りごとやトラブルを少なくすることができます。
- 介護するご家族も、認知症や介護について正しい知識を身につけたり、仲間を見つけたりする時間をもつことができます。



認知症は放っておくと、日常生活のなかで不安や困りごとが増えたり、生活のしづらさがあらわれやすくなります。早期発見・早期対応が大切です。



今後の自分のことについてご家族やいきいき支援センターとお話するときに、付録①「**わたしのこと**」(P.27)をご活用ください。

もの忘れ検診を受けましょう!

もの忘れ検診は、認知症を早期に発見し適切な治療につなげることや、予防のきっかけとすることを目的にしています。

対象者	受診する年度に 65歳以上になる市民
実施場所	市内の協力医療機関
自己負担	無料
受診回数	年度に1回
検診内容	問診による認知機能検査 ※この検診は、認知機能の低下について、簡易的に検査するものであり、認知症の診断を行うものではありません。

※あらかじめ協力医療機関に予約し、当日は保険証などの住所、生年月日がわかるものを持参して受診してください。

検診を実施する協力医療機関や精密検査を実施している医療機関は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市 もの忘れ検診



検診の結果、認知機能の低下がみとめられる場合などは、精密検査の受診をご案内します。精密検査は保険診療となりますので、医療費の自己負担分がかかりますが、後日、市に申請することで全額助成を受けられます。(償還払い)

若年性認知症の相談窓口

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。年齢が若いことから、就労や経済面など高齢者とは違った課題を抱えることも少なくありません。名古屋市には、「若年性認知症支援コーディネーター」が認知症相談支援センターに配置されています。

若年性認知症支援コーディネーターは、若年性認知症の人が望む、自分らしい生活を続けられるよう、認知症とともに前向きに歩むことができるチームづくりを行います。

本人や家族だけでなく、企業や就労支援機関、医療機関や就労支援サービス事業所、区役所、いきいき支援センターなどからの相談にも応じます。

- ・状況に応じて、その人に合った、適切で必要なサービスの情報を提供します。
- ・必要なサービスの手続きや医療機関の受診への支援を行います。
- ・医療機関、サービス事業所等と連携し、支援が円滑に行われるよう調整します。

<若年性認知症に関する相談窓口>

名古屋市認知症相談支援センター TEL 734-7079

■若年性認知症
ハンドブック「なごやの手帳」



■hope BOOK
若年性認知症とともに



上記は、若年性認知症の人やそのご家族が利用できる制度などを紹介した冊子です。なごや認知症あんしんナビ (<http://n-renkei.jp/premature.html>) よりダウンロードできます。

認知症の専門医療機関

認知症の原因となる疾患によって、その後の治療やケアの方法が変わってきます。まずは早めの受診が大切です。



Q.どこに受診したらいいの?

A. 日頃からご本人の状況をよく把握している「かかりつけ医」に一度相談するのが良いでしょう。その他の相談先としては、いきいき支援センター(地域包括支援センター)で実施している「もの忘れ相談医による専門相談」(P.13)などがあります。また、認知症疾患医療センターの医療相談室でも相談を受け付けているので、必要に応じて活用してみてください。

認知症疾患医療センター

認知症に関する医療相談を行うほか、認知症の鑑別診断(認知症の原因となる疾患を特定すること)、症状が悪化した場合の対応などを行う認知症の専門医療機関です。

◆市内の認知症疾患医療センター

名称	所在地	電話番号(医療相談室)
名鉄病院	西区栄生2-26-11	551-2802
まつかげシニアホスピタル	中川区打出2-347	352-4165
あいせい紀年病院	南区曾池町4-28	821-7703
もりやま総合心療病院	守山区町北11-50	795-3560
八事病院	天白区塩釜口1-403	832-2181

《参考》県内の認知症疾患医療センター(市外分)

名称	所在地	電話番号
国立長寿医療研究センター	大府市森岡町7-430	0562-46-2311
八千代病院	安城市住吉町2-2-7	0566-33-5556
上林記念病院	一宮市奥町字下口西89-1	0586-80-8261
豊橋こころのケアセンター	豊橋市三本木町字元三本木20-1	0532-45-1372
可知記念病院	豊橋市南大清水町字富士見456	0532-26-1101
七宝病院	あま市七宝町下田矢倉下1432	052-443-7900
あさひが丘ホスピタル	春日井市神屋町1295-31	0568-88-0959
愛知医科大学病院	長久手市岩作雁又1-1	0561-61-1878
トヨタ記念病院	豊田市平和町1-1	0565-24-7070
岡崎市民病院	岡崎市高隆寺町字五所合3-1	0564-66-7474
済衆館病院	北名古屋市鹿田西村前111	0568-21-0811

認知症対応モデル病院

認知症の人を適切に受入れるための体制やマニュアルが整い、手術や処置等の適切な実施が確保されている病院です。

・一般社団法人
名古屋市医師会
ホームページ



認知症に詳しい医師のいる医療機関

認知症疾患医療センター以外の認知症に詳しい医師がいる医療機関の情報は、以下のホームページで確認することができますので、参考にしてください。

・一般社団法人
名古屋市医師会
ホームページ



・日本認知症学会
ホームページ



認知症に関する相談窓口

かかりつけ医

や

いきいき支援センター(地域包括支援センター)

に相談してみましよう!

いきいき支援センター(地域包括支援センター)とは

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者を支える機関で、市内に29か所(各区1~2か所)のセンターと16か所の分室(各区1か所)を設置しています。

また、「認知症総合相談窓口」として、認知症に関するさまざまな相談に対応しています。

■開設時間:月~金曜日(祝休日・年末年始除く) 9時~17時

■相談費用:無料 ■連絡先:25~26ページをご参照ください。

いつまでも元気に! 介護予防をすすめます

- 要支援・要介護状態になるおそれのある方への支援
- 要支援1・2と認定された方への支援



保健師等

高齢者のみなさまの 権利を守ります

- 高齢者虐待・権利擁護
消費者被害の相談



主任介護支援専門員



社会福祉士

さまざまな問題について相談に応じます

- 健康・福祉・介護などの総合的な相談
- 認知症に関する総合的な相談

孤立しがちな方への見守り支援を行います

- 孤立しがちな方への個別支援 ●見守り電話

認知症の早期発見・早期対応へ向けた支援を行います

医療・介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる人、認知症の人とそのご家族への訪問等による支援を通じ、自立生活のサポートをします。

認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりを進めます

認知症地域支援推進員を中心として、地域資源の把握や「なごや認知症カフェ」(P.14)の運営支援などを行い、認知症の人やそのご家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。

認知症の早期発見、早期対応へ向けた支援を行います。

認知症初期集中支援チームの役割

認知症の人や認知症の疑いがある人が、病院の受診や介護サービス等の利用ができていない場合などに、在宅生活を継続できるよう、ご自宅にチーム員が訪問するなどして、サービス利用の動機づけや利用の調整、認知症の重症度に応じた助言、介護負担感軽減のための家族への支援等を行います。

認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

認知症地域支援推進員の役割

認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを認知症サポーター(P19)、医療や介護の専門職など、地域のさまざまな人と連携・協力しながら取り組んでいます。

(具体的な活動事例)

- 認知症の症状の進行に応じた適切なケアを実現するために、認知症ケアパス作成に取り組んでいます。
- なごや認知症カフェ(P14)の活動支援をしています。
- 認知症サポーター(P19)の活動支援をしています。
- 認知症に関わる人・機関とのネットワークづくりをしています。
- 認知症への偏見をなくし、正しく知ってもらうために、認知症の普及・啓発活動をしています。

身近な相談窓口

高齢者いきいき相談室

を活用しましょう。

高齢者いきいき相談室とは

身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が高齢者いきいき相談室を開設しています。

いきいき支援センターと連携し、配置された主任介護支援専門員が健康・福祉・介護等の相談に応じます。

高齢者いきいき相談室の開設状況については、NAGOYAかいごネットをご参照ください。



このマークが目印です。

認知症の進行に合わせた「家族の心がまえ」や「ケアのポイント」

この表は、アルツハイマー型認知症の進行と主な症状をもとに作成しています。認知症の原因となる疾患やお身体状況などにより経過は異なりますが、今後を見通す参考にしてください。家族や周囲の方が、認知症を理解し、進行に合わせて対応していくことが大切になります。

	健康	認知症の疑い	ひとりで生活ができる	見守りが必要	手助け・介護が必要	常に介護が必要		
認知症の進行(ご本人の様子)	—	<ul style="list-style-type: none"> ●もの忘れが気になる ●お金の管理や買い物、書類の作成などはおひとりでできる 	<ul style="list-style-type: none"> ●もの忘れにより生活しづらさがある ●日付や時間がわからなくなる ●買い物やお金の管理にミスが見られる ●日常生活はなんとか行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ●買い物や服薬管理 ●電話の対応が困難 ●道に迷うことがある 	<ul style="list-style-type: none"> ●着替え ●入浴 ●食事 ●排泄 ●整容(洗面・歯みがき・化粧) 	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子・ベッドでの生活が中心になる ●食事をとることが困難になる ●言葉による意思表示・理解が困難になる 		
ケアのポイント	<p align="center">本人主体、本人の意思の尊重、なじみの暮らしや関係の継続</p> <p>●認知症の人の体験や気持ちを知ることは、本人が抱えている不安や混乱、緊張の理解に役立ちます。認知症の人の言葉や行動の理由となる気持ちを考えましょう。</p>							
家族の心がまえ	<p align="center">気づき～相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かかりつけ医やいきいき支援センターに相談 		<p align="center">安心できる環境・周りの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定申請等 ●薬による治療 ●役割や社会参加の機会をもつ 		<p align="center">日常的な支援、暴言や拒否、身体合併症への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護保険サービス等の利用 ●地域での見守り、支えあい ●暴言や拒否などは、認知症専門医療機関へ 		<p align="center">重度・終末期のケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護保険サービスの利用 ●在宅での診療、看護 ●穏やかに苦痛なく過ごす 	
相談窓口	<p>いきいき支援センター(P.9)・高齢者いきいき相談室(P.10)</p> <p align="center">居宅介護支援事業者(ケアマネジャー) (P.17・18)</p>							
家族支援	<p>認知症の人と家族の会(P.13)</p> <p>家族サロン、家族教室、もの忘れ相談、家族交流会、なごや認知症カフェ(P.14)</p>							
介護福祉	<p align="center">ホームヘルプ、デイサービスなどの介護保険サービス等(P.17・18)</p>							
医療	<p>かかりつけ医 もの忘れ検診(P.7)</p> <p>認知症疾患医療センター などの専門医療機関(P.8)</p>							
生活支援	<p>地域での見守りや支えあい活動、民生委員、認知症サポーター(P.19)</p> <p>権利擁護・財産管理、成年後見制度(P.20・21)</p> <p>なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業(P.16)</p> <p>はいかい高齢者おかえり支援事業・はいかい高齢者検索システム事業(P.15・16)</p>							
予防	<p>いきいき教室、認知症予防教室(P.19)</p> <p>高齢者サロン(P.19)</p>							
住まい	<p>自宅</p> <p align="center">認知症高齢者グループホーム(P.18)</p> <p align="right">特別養護老人ホーム(P.18)</p>							

区ごとの詳しい情報は各區で作成している「認知症ケアパス」をご覧ください。

名古屋16区 認知症ケアパス ダウンロード



こんなとき、どうする？

介護の悩みを誰かに相談したい・話を聞いて欲しい・自分のもの忘れが心配になってきたので、相談したい

◆電話相談

名古屋市認知症コールセンター	介護経験者や社会福祉士などが相談に応じます。 月・水・木・金曜日 10時～16時 火曜日 14時～20時(祝日・年末年始除く)	●電話番号● 734-7089
愛知県認知症電話相談	月～金曜日(祝日・年末年始除く)10時～16時 ※愛知県が公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部に委託して実施しています。	●電話番号● 0562-31-1911
名古屋市の若年性認知症に関する専門相談	若年性認知症支援コーディネーターが相談に応じます。 月～金曜日(祝日・年末年始除く)9時～17時	●電話番号● 734-7079
若年性認知症コールセンター	月・火・木・金・土曜日(祝日・年末年始除く)10時～15時 水曜日10時～19時 ※厚生労働省が認知症介護研究・研修大府センターに委託して実施しています。	●電話番号● 0800-100-2707

◆予約による相談

もの忘れ相談医による専門相談【予約制】	毎月1回程度実施。もの忘れ相談医が認知症の症状や治療に関する相談に応じ、必要時には専門医療機関を紹介します。 もの忘れ相談医とは、認知症診断の知識・技術、ご家族からの相談への対応方法に関する研修を修了した医師のことです。	●問い合わせ先● いきいき支援センター (P.25・26)
介護者・養護者のこころの相談【予約制】	高齢者を介護する中での心の悩みや日ごろの疲れについて、臨床心理士が相談に応じます。	●問い合わせ先● 高齢者虐待相談センター 電話 856-9001

「公益社団法人 認知症の人と家族の会 愛知県支部」を紹介します。

認知症の人と家族を支えるため、介護者同士が交流できる家族のつどいや、介護者のための講座・電話相談などさまざまな活動を行っています。

◆ケアラズカフェ 日向家 認知症介護相談コーナー(面談相談)
場所 東海市養父町北反田41 まなぶん横須賀2階(名鉄尾張横須賀駅隣)
日時 火～土曜 10時30分～15時
※カフェ(介護者の方の息抜き場&交流の場)を併設しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

◆男性介護者交流会「ジェントルマンの会」
配偶者、ご両親、ご兄弟等を介護している「男性介護者の会」です。
名古屋市認知症相談支援センターとの共催で名古屋会場でも開催しています。
場所 名古屋市昭和区役所7階ほか 日時 毎月第2または第3木曜日 13時30分～15時30分

仕事をしながら介護をしている方の電話相談も行っていますので、お気軽にご相談下さい。
<問い合わせ先>〒477-0034 東海市養父町北堀畑58-1
TEL 0562-33-7048 FAX 0562-33-7102

ホームページ



認知症の本人同士・介護する家族同士で交流したい

◆教室・交流会

認知症家族教室	毎月1回程度(5回コース)実施。 認知症の人を介護している家族を対象に、認知症に関する知識・介護方法などの講話や介護経験者との交流会を行います。		●問い合わせ先● いきいき支援センター (P.25・26)
家族サロン(憩いの場)	毎月1回程度実施。認知症の人を介護している家族等が集まって、介護の悩みや不安などを話し合う交流会や情報交換を行います。		
家族支援プログラム及び介護家族交流会	毎月1回計6回のプログラムを介護経験者の運営で実施。認知症の人を介護している家族等を対象に、介護負担の軽減に関する講義や参加者同士の交流等を行うとともに、プログラム終了後、交流会が立ち上がるよう支援を行います。		●問い合わせ先● 地域ケア推進課 電話 972-2549 FAX 955-3367
若年性認知症本人・家族交流会(あゆみの会)	毎月1回実施。若年性認知症の人とその家族を対象に、情報交換や仲間づくりを行う交流会を開催しています。		
認知症当事者ネットワークなごやトイプードルの会	毎月1回実施。認知症の本人、その家族が、仲間と出会い、語り合い、その経験を活かしながら一緒に活動する場です。		●問い合わせ先● 名古屋市認知症相談支援センター 電話 734-7079 FAX 734-7199
なごや認知症カフェ	認知症のご本人やご家族、地域住民、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換をする場所です。あらゆる団体が主催し、市内の各地で定期的に開催されています。 ■お近くのカフェを検索できます。 NAGOYAかいごネット 検索 なごや認知症カフェについて 検索	 なごや認知症カフェステッカー	

認知症の本人同士の集いの輪が各区で広がっています。

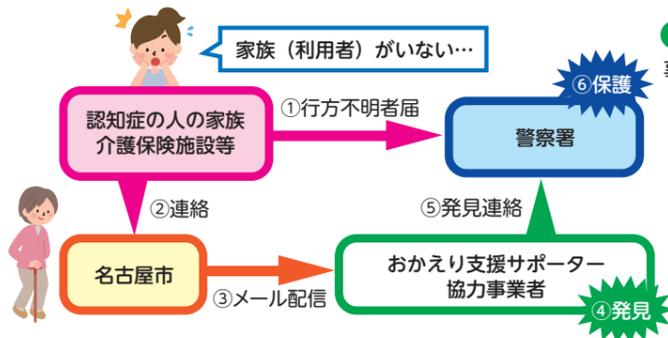
認知症の本人同士が出会い、思いを語り合ったり、情報交換ができたり、社会に望むことなどを話し合う「本人ミーティング」がはじまっています。開催の情報については、いきいき支援センター(P.25・26)にお問い合わせください。

1人で出かけて帰れなくなることがあり、心配

◆はいかい高齢者おかけり支援事業

認知症の人の徘徊(ひとり歩き)による事故を防止するため、地域の方の協力を得て、徘徊(ひとり歩き)されている方を早期に発見する取り組みです。徘徊(ひとり歩き)のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかけり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供を依頼します。

●問い合わせ先●
地域ケア推進課
電話 972-2549
FAX 955-3367



●利用手続き

事業を利用するには、事前に登録が必要です。

- 登録できる方
登録することができるのは、名古屋市内に在住し、徘徊のおそれがある認知症の人(若年性認知症の人を含む。)です。
- 受付窓口
登録希望者の居住地を担当するいきいき支援センター(P.25・26)

おかけり支援サポーター・協力事業者を募集しています!

おかけり支援サポーターとは…

おかけり支援サポーターとは、この事業に協力いただく方々のことです。(市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかけり支援サポーター」になることができます。)携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録いただき、検索協力依頼のメールを受けとった場合に、可能な範囲で検索のための情報提供にご協力いただきます。

- ◆登録費用◆無料(ただし、メール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費等は登録者負担)
- ◆登録方法◆下記のコードを読み取り、アクセスしたページから空メールを送信するか、下記のメールアドレスに空メールを送信してください。

【コード】



【メールアドレス】

t-nagoya-okaeri@sg-p.jp



○月○日午後○時頃、○区○○町で80歳代女性の○○さんが行方不明となりました。
【身体的特徴】身長:160cm

- ※登録時に情報をほしい地域(区)を選択することができます。
- ※夜間のメール配信の希望を選択することができます。
- ※検索協力依頼以外にも、定期的に認知症に関するイベント等の情報をメールで配信します。

協力事業者の登録について

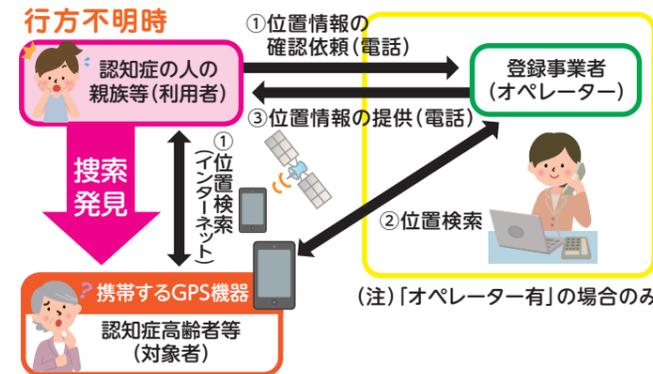
登録を希望される場合には下記問い合わせにメールにてご連絡ください。(メールの件名は「協力事業者登録」とし、本文に①団体名、②担当者名、③連絡先を必ずご記入ください。)

問い合わせ先:名古屋健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課
TEL:972-2549 FAX:955-3367 E-mail:a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

◆はいかい高齢者検索システム事業

認知症の人が行方不明となった場合に、その人を検索する親族等が早期にその位置情報を把握することができるよう、GPS(全地球測位システム)を活用した検索システムです。利用に係る一部経費を助成することにより利用を促進し、認知症高齢者等の事故を未然に防止するとともに、その親族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

●問い合わせ先●
地域ケア推進課
電話 972-2549
FAX 955-3367



●利用手続き

利用を希望される親族等は、

- ①いきいき支援センターをとおして名古屋市に利用申請書を提出します。
- ②名古屋市での利用決定後、登録事業者と利用契約を締結していただきます。
- ③登録事業者から提供される機器・システムを利用します。
- ④事業者の定める利用料のうち、名古屋市の助成金を差し引いた自己負担額を登録事業者に支払います。
- ⑤自己負担額は、各事業者が提供するサービスの種類や、利用者の所得状況等に応じて変わります。

認知症になっても安心して出かけた

◆なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業

認知症の人が日常生活で事故を起こしたときに備える賠償補償制度です。加入対象者は名古屋市民かつ認知症の診断を受けている人です。

●問い合わせ先●
名古屋市認知症相談支援センター
電話 734-7099

●補償内容

個人賠償責任保険	補償上限額:2億円
給付金	補償上限額:3000万円(事故の相手方が市民で死亡又は後遺障害となった場合)
見舞金	補償額:15万円(事故の相手方が市民以外で死亡した場合)
利用負担	無(市が保険料を支払います)※診断書料は自己負担

個人賠償責任保険は事故を起こした本人または監督義務者(家族等)に賠償責任が認められた場合に保険金を支払います。給付金及び見舞金は事故を起こした本人または監督義務者(家族等)に賠償責任が認められなかった場合において一定の要件を満たした場合に支払います。

●申請方法

名古屋市認知症相談支援センターへ加入申請書と診断書(原本)を郵送します。(家族等による代理申請も可能)

●その他

申請書は、区福祉課、区保健センター、いきいき支援センターにて配布します。また、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。もの忘れ検診にかかる精密検査からも申請することができます。

名古屋市ホームページ申請書類の記入例を掲載しています



●補償される事故の例



線路や踏切に誤って立ち入って、列車の運行を遅延させてしまった。



自転車に乗っていたら歩行者にぶつかり、ケガをさせてしまった。



店頭の商品を誤って落とし、壊してしまった。

※補償の対象となるかは、事故後の保険会社の調査をもとに決まります。

介護サービス等を利用したい

介護保険制度とは

介護保険制度は、日常生活で介護や支援が必要となった方に介護サービス、介護予防サービスを提供し、本人とその家族の生活を支援する公的制度です。

また、介護予防や自立に向けた支援を行うための介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業を実施し、多様な担い手による多様なサービス等を提供しています。

対象者について

●介護サービスまたは介護予防サービスを利用できる方

- ①第1号被保険者(65歳以上の方)
要介護・要支援認定において、要介護1～5、要支援1・2と認定された方
- ②第2号被保険者(40～64歳の医療保険に加入されている方)
要介護・要支援認定において、要介護1～5、要支援1・2と認定された方
※脳血管疾患など加齢に伴う16種類の病気によるものに限る

●介護予防・生活支援サービス事業を利用できる方

要介護・要支援認定において、要支援1・2と認定された方または第1号被保険者のうち基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者(以下「事業対象者」といいます。)と判定された方

●一般介護予防事業を利用できる方

第1号被保険者のすべての方

サービス利用のための判定

●要介護・要支援認定

介護認定審査会において、認定調査の結果と主治医意見書をもとに、介護や支援の必要とする度合いを審査・判定するものです。判定結果は、要介護1～5、要支援1・2、非該当の区分に分かれています。

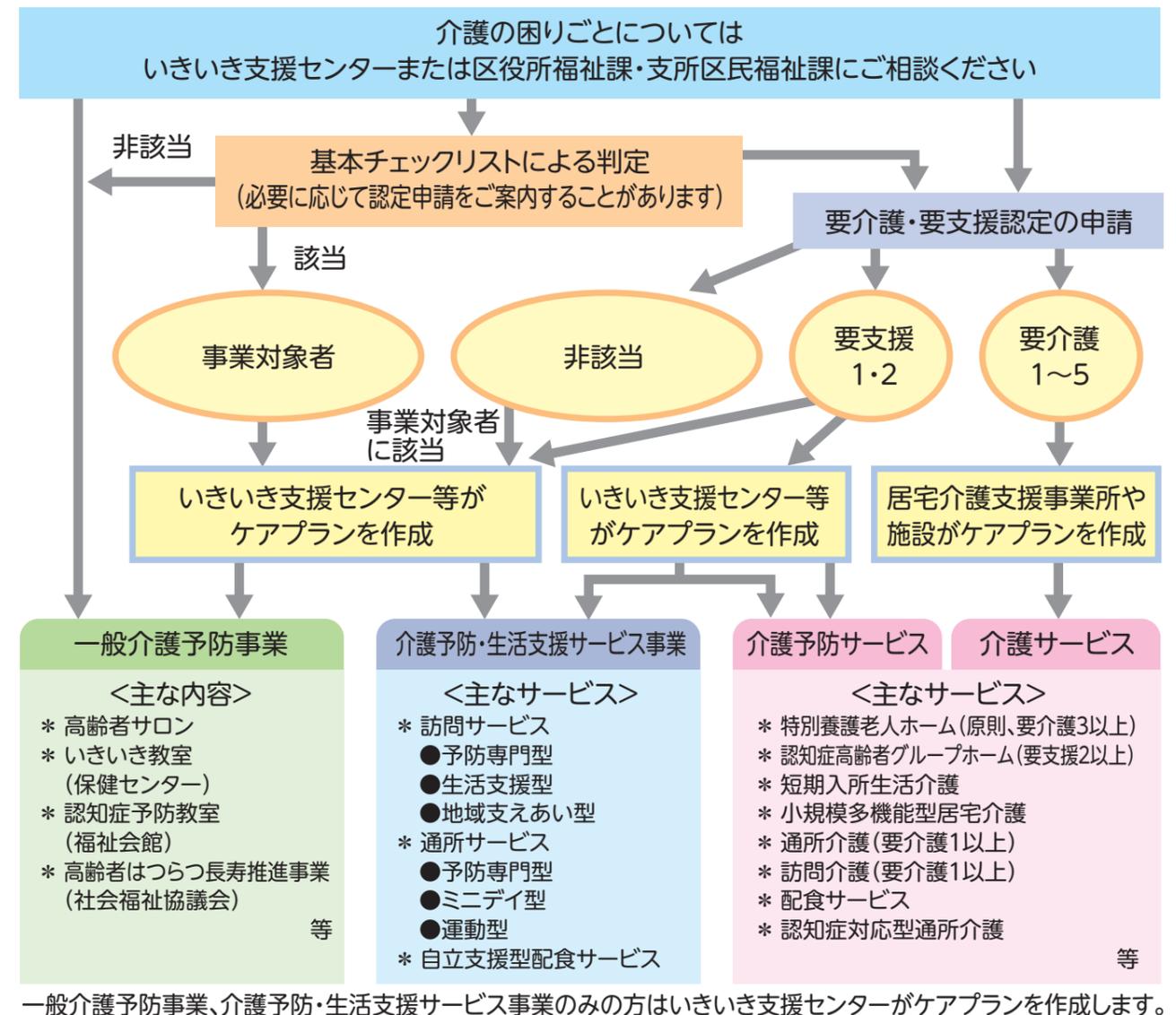
●基本チェックリストによる判定

相談窓口において、日常生活や心身の状態に関する25項目の質問等により、心身の機能が低下していないか確認するものです。該当すると事業対象者となります。

利用者の負担

介護サービス、介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービス事業を利用したときは、かかった費用の1割、2割または3割が自己負担となります。

利用手続きの流れ



主なサービスの特徴

●訪問介護(ホームヘルプ)、予防専門型訪問サービス

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。

●通所介護(デイサービス)、予防専門型通所サービス

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

●短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

●認知症高齢者グループホーム

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

●特別養護老人ホーム

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受けられる施設です。

一般介護予防事業(認知症予防)について

◆高齢者サロン

高齢者が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流できる場所です。誰でも参加ができる地域の『お茶の間』『たまり場』のようなところです。詳しくは各区社会福祉協議会(P24)へお問い合わせください。

◆いきいき教室

各区の保健センター(P24)等で、認知症予防や運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等を開催します。

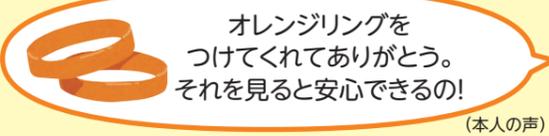
◆認知症予防教室

各区の福祉会館(P24)において、認知症予防のための運動を行うほか、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催します。

◆高齢者はつつ長寿推進事業

コミュニティセンターなどの身近な場所において、レクリエーションや趣味の教室等を通じて仲間づくりのできるプログラムを行っています。詳しくは各区社会福祉協議会(P24)へお問い合わせください。

認知症についてもっと知りたい

認知症普及啓発 推進事業 (市民向け講演会など)	認知症の早期診断・早期治療の必要性を理解していただくために、各区で講演会やシンポジウムを開催します。	●問い合わせ先● 保健センター 保健予防課 (P.24)
認知症サポーター 養成講座	認知症の理解を深め、認知症の人や家族を温かい目で見守る「認知症サポーター」になっていただくための講座を開催します。  ■個人で参加できる講座の情報は、ウェブサイト「なごや認知症あんしんナビ」、イベント情報のページに予定一覧表を掲載しています。 なごや認知症あんしんナビ   オレンジリングをつけてくれてありがとう。 それを見ると安心できるの! (本人の声)	●問い合わせ先● いきいき支援センター (P.25・26)
認知症予防リーダー 養成講座	認知症予防に関する知識や技術を習得のうえ、認知症予防の普及啓発のために地域で活躍するリーダーを養成するための講座を開催します。	●問い合わせ先● 福祉会館 (P.24)

「チームオレンジ」をご存じですか

本人ミーティングや家族サロンなどで集めた認知症の人や家族の声や願いを叶えるため、活動に積極的な認知症サポーターの活動ニーズと認知症の人や家族の支援ニーズをつなぐ「チームオレンジ」の取り組みが、各いきいき支援センターではじまりました。
今後、認知症カフェや啓発イベント、傾聴ボランティアなどでのマッチングが期待されています。

認知症に関する取り組みについて知りたい 若年性認知症について相談したい

◆名古屋市認知症相談支援センター

【名古屋市の認知症施策に関する取り組み】

名古屋市が認知症の人や家族にとって安心して暮らせるまちになるよう、なごや認知症カフェの開設支援など、市の認知症施策に関する取り組みを進めています。ウェブサイト「なごや認知症あんしんナビ」(<http://n-renkei.jp/>)では、認知症の症状や容態の変化に応じて必要な制度や資源の情報をお伝えしています。

【若年性認知症に関する相談支援】

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。年齢が若いことから、就労など高齢者とは違った課題を抱えることも少なくありません。当センターでは、若年性認知症支援コーディネーターが、いきいき支援センターや障害者就労に関わる関係機関等と連携しながら相談対応します。

■若年性認知症ハンドブック「なごやの手帳」

なごや認知症あんしんナビ(<http://n-renkei.jp/premature.html>)よりダウンロードできます

●問い合わせ先●
電話 734-7079
FAX 734-7199



なごや認知症
あんしんナビ

認知症の人の財産管理や権利擁護について相談したい

◆名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

■日常生活自立支援事業

権利擁護や財産管理などの相談に対応します。

また、本人との契約に基づき金銭管理サービス(預貯金の入出金のお手伝いや公共料金などの支払いを代行するサービス)、財産保全サービス(定期預金通帳や年金証書などの大切な書類を預かるサービス)も提供しています。

■開設時間:月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9時～17時

■利用者負担:・相談事業 無料

・金銭管理サービス 1回あたり1,000円(生活保護世帯等は無料)

・財産保全サービス 月額250円(生活保護世帯等は無料)



名古屋市障害者・
高齢者権利擁護センター
パンフレット

事務所名	所在地	担当区域	問い合わせ先
北部事務所	北区清水四丁目17-1 総合社会福祉会館5階	千種区、東区、北区、守山区	電話 919-7584 FAX 919-7585
南部事務所	熱田区千代田町20-26 知的障害者センターサンハート内	瑞穂区、熱田区、港区、南区	電話 678-3030 FAX 678-3051
東部事務所	天白区原一丁目301 原ターミナルビル3階	昭和区、緑区、名東区、天白区	電話 803-6100 FAX 803-6600
西部事務所	中村区名楽町4-7-18 建物4階	西区、中村区、中区、中川区	電話 433-6580 FAX 433-6579

◆名古屋市高齢者虐待相談センター

高齢者の虐待に関する専門相談機関です。相談者に対する助言のほか、区役所・支所やいきいき支援センターなどと連携を図りながら対応します。

■所在地:北区清水四丁目17-1(総合社会福祉会館5階)

■開設時間:月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9時～17時

■相談費用:無料

上記以外の時間は、休日・夜間電話相談窓口へ。

●問い合わせ先●
電話 856-9001
FAX 919-7585
(休日・夜間電話相談窓口)
電話 701-3344

◆名古屋市成年後見あんしんセンター

社会福祉士の資格を持った職員や弁護士・司法書士が、成年後見制度に関する相談に応じます。また、ボランティアで後見活動を行う市民後見人の養成なども行います。

【成年後見制度に関する相談】

- ・一般相談：月～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時～17時
- ・専門相談：弁護士・司法書士による相談（要予約）
- ・相談費用：無料

【市民後見人の養成】

市民後見人とは、親族以外の市民による成年後見人のことです。成年後見あんしんセンターが開催する養成研修を修了し、家庭裁判所から選任された後、成年後見人としての活動を行います。

市民後見人の活動については当センターへご相談ください。

■所在地：北区清水四丁目17-1（総合社会福祉会館5階）

●問い合わせ先●

電話 856-3939
FAX 919-7585



名古屋市成年後見あんしんセンター

◆成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な方で、一定の要件に該当する低所得の方に対し、成年後見人等を選任するための申立費用や成年後見人等の報酬を助成する制度です。

●問い合わせ先●

区役所 福祉課
高齢福祉担当
(P.23)

成年後見制度とは…

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方について、福祉サービスの契約などの法律行為や財産管理を、家庭裁判所が選任した援助者が本人に代わって行うことで、本人を支援・保護する制度です。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

【法定後見制度】…すでに判断能力が低下している方に対して、援助者を選任する制度です。本人の判断能力により、後見・保佐・補助の区分があり、家庭裁判所によって、成年後見人等が選任されます。制度を利用するには家庭裁判所への申立が必要です。

後見

常に判断能力が
欠けている方

保佐

判断能力が
著しく不十分な方

補助

判断能力が
不十分な方

【任意後見制度】…将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、誰にどのような援助をしてもらうかをあらかじめ決めておく制度です。手続きは公証役場で行います。

社会保障制度などを利用したい

認知症の人はさまざまな社会保障制度などを利用できることがあります。対象となる要件など、詳しいことはそれぞれの問い合わせ先にご確認ください。

障害福祉担当

- 自立支援医療
- 難病に関する医療給付
- 特別障害者手当

高齢福祉担当

- 所得税等の障害者控除対象者認定

◆手帳 税の控除や各種利用料の減免、就労支援等が受けられます。

精神障害者 保健福祉手帳 (1～3級)	アルツハイマー型認知症などによる精神障害のため、長期にわたり日常生活への制約がある方を対象とした手帳です。	●問い合わせ先● 区役所福祉課 支所区民福祉課 (P.23)
身体障害者手帳 (1～6級)	レビー小体型認知症や血管性認知症などによる身体障害のため、長期にわたり日常生活への制約がある方を対象とした手帳です。	

◆医療

自立支援医療 (精神通院医療)	一定の要件に該当する場合に、通院による精神障害の医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。	●問い合わせ先● 区役所 福祉課 障害福祉担当 又は支所 区民福祉課 障害福祉担当 (P.23)
難病に関する 医療給付	前頭側頭葉変性症と診断された方は、難病の指定が受けられる場合があります。	
福祉給付金 支給制度	70歳以上の方で、ねたきりや重・中度の認知症により生活介護を受けている方等、一定の要件に該当する方に対し、医療費の自己負担分を助成する制度です。	●問い合わせ先● 区役所 保険年金課 又は支所 区民福祉課 保険担当 (P.23)

◆年金・手当

障害基礎年金 (1～2級)	国民年金に介入している間に、初診日がある病気やけがで法令により定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にあるとき支給される年金です。(原則として、老齢基礎年金を受けている場合は対象となりません)	●問い合わせ先● 区役所 保険年金課 又は支所 区民福祉課 保険担当 (P.23)
障害厚生年金 (1～3級)	厚生年金に加入している間に、初診日がある病気やけがで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。	●問い合わせ先● 年金事務所
特別障害者手当	20歳以上で、一定の重度の障害の状態にあるため、日常生活において、常時特別な介護を必要とする方を対象に支給される手当です。	●問い合わせ先● 区役所 福祉課 障害福祉担当 又は支所 区民福祉課 障害福祉担当 (P.23)

◆税金

所得税、 市・県民税の 障害者控除 対象者認定	65歳以上の認知症の人やねたきりの方で、一定の基準に該当し、社会福祉事務所長の障害者控除対象者認定を受けた場合、税の障害者控除の対象となります。認定を受けるには、申請が必要です。	●問い合わせ先● 区役所 福祉課 高齢福祉担当 又は支所 区民福祉課 高齢福祉担当 (P.23)
----------------------------------	---	--

問い合わせ先

■区役所 介護保険制度のこと、社会保障制度のことなど

区役所	電話番号	FAX	区役所	電話番号	FAX
千種区	福祉課高齢福祉担当	753-1838	守山区	福祉課高齢福祉担当	796-4605
	福祉課障害福祉担当	753-1844		福祉課障害福祉担当	796-4622
	保険年金課	753-1907		保険年金課	796-4546
東区	福祉課高齢福祉担当	934-1193	緑区	福祉課高齢福祉担当	625-3957
	福祉課障害福祉担当	934-1181		福祉課障害福祉担当	625-3956
	保険年金課	934-1143		保険年金課	625-3944
北区	福祉課高齢福祉担当	917-6531	名東区	福祉課高齢福祉担当	778-3009
	福祉課障害福祉担当	917-6516		福祉課障害福祉担当	778-3004
	保険年金課	917-6455		保険年金課	778-3053
西区	福祉課高齢福祉担当	523-4596	天白区	福祉課高齢福祉担当	807-3887
	福祉課障害福祉担当	523-4585		福祉課障害福祉担当	807-3882
	保険年金課	523-4544		保険年金課	807-3843
中村区	福祉課高齢福祉担当	433-2915	■支所		
	福祉課障害福祉担当	433-2932			
	保険年金課	433-2890			
中区	福祉課高齢福祉担当	265-2321	支所区民福祉課		
	福祉課障害福祉担当	265-2322	電話番号		
	保険年金課	265-2243	FAX		
昭和区	福祉課高齢福祉担当	735-3911	楠支所	高齢福祉担当	901-2269
	福祉課障害福祉担当	735-3893		障害福祉担当	901-2274
	保険年金課	735-3844		保険担当	901-2262
瑞穂区	福祉課高齢福祉担当	852-9394	山田支所	高齢福祉担当	501-4975
	福祉課障害福祉担当	852-9384		障害福祉担当	501-5029
	保険年金課	852-9332		保険担当	501-4935
熱田区	福祉課高齢福祉担当	683-9405	富田支所	高齢福祉担当	301-8376
	福祉課障害福祉担当	683-9407		障害福祉担当	301-8378
	保険年金課	683-9485		保険担当	301-8143
中川区	福祉課高齢福祉担当	363-4415	南陽支所	高齢福祉担当	301-8345
	福祉課障害福祉担当	363-4403		障害福祉担当	301-8345
	保険年金課	363-4353		保険担当	301-8154
港区	福祉課高齢福祉担当	654-9692	志段味支所	高齢福祉担当	736-2192
	福祉課障害福祉担当	654-9718		障害福祉担当	736-2193
	保険年金課	654-9644		保険担当	736-2257
南区	福祉課高齢福祉担当	823-9411	徳重支所	高齢福祉担当	875-2207
	福祉課障害福祉担当	823-9392		障害福祉担当	875-2508
	保険年金課	823-9343		保険担当	875-2206

問い合わせ先

■保健センター 介護予防に関する相談など

名称	電話番号(代表)	FAX	名称	電話番号(代表)	FAX
千種保健センター	753-1951	751-3545	守山保健センター	796-4610	796-0040
東保健センター	934-1205	937-5145	緑保健センター	891-1411	891-5110
北保健センター	917-6541	911-2343	名東保健センター	778-3104	773-6212
西保健センター	523-4601	531-2000	天白保健センター	807-3900	803-1251
中村保健センター	433-3005	483-1131	■分室		
中保健センター	265-2250	265-2259	名称	電話番号(代表)	FAX
昭和保健センター	735-3950	731-0957	楠分室	902-6501	902-6502
瑞穂保健センター	837-3241	837-3291	山田分室	504-2216	503-3986
熱田保健センター	683-9670	681-5169	富田分室	303-5321	303-5438
中川保健センター	363-4455	361-2175	南陽分室	302-8161	301-4674
港保健センター	651-6471	651-5144	志段味分室	736-2023	736-2024
南保健センター	614-2811	614-2818	徳重分室	878-2227	878-3373

■福祉会館 認知症予防教室、認知症予防リーダー養成講座のことなど

区名	名称	電話番号(代表)	FAX	区名	名称	電話番号(代表)	FAX
千種	都福祉会館	711-1483	711-9657	熱田	熱田福祉会館	659-6306	651-7251
東	高岳福祉会館	931-8174	935-1025	中川	中川福祉会館	351-9121	352-9406
北	上飯田福祉会館	914-0831	912-1308	港	港福祉会館	382-7009	381-2285
西	天神山福祉会館	531-0023	521-3369	南	笠寺福祉会館	811-1282	822-1121
中村	名楽福祉会館	481-8588	461-5667	守山	守山福祉会館	793-6330	792-6094
中	前津福祉会館	262-1869	242-5761	緑	緑福祉会館	624-3131	624-4485
昭和	昭和福祉会館	881-0600	881-0601	名東	名東福祉会館	703-9282	704-8144
瑞穂	瑞穂福祉会館	841-3113	841-1348	天白	天白福祉会館	802-2351	806-3327

■区社会福祉協議会 高齢者サロンのことなど

区名	名称	電話番号(代表)	FAX	区名	名称	電話番号(代表)	FAX
千種	千種区社会福祉協議会	763-1531	763-1547	熱田	熱田区社会福祉協議会	671-2875	671-4019
東	東区社会福祉協議会	932-8204	932-9311	中川	中川区社会福祉協議会	352-8257	352-3825
北	北区社会福祉協議会	915-7435	915-2640	港	港区社会福祉協議会	651-0305	661-2940
西	西区社会福祉協議会	532-9076	532-9082	南	南区社会福祉協議会	823-2035	823-2688
中村	中村区社会福祉協議会	486-2131	483-3410	守山	守山区社会福祉協議会	758-2011	758-2015
中	中区社会福祉協議会	331-9951	331-9953	緑	緑区社会福祉協議会	891-7638	891-7640
昭和	昭和区社会福祉協議会	884-5511	883-2231	名東	名東区社会福祉協議会	726-8664	726-8776
瑞穂	瑞穂区社会福祉協議会	841-4063	841-4080	天白	天白区社会福祉協議会	809-5550	809-5551

問い合わせ先

■いきいき支援センター(地域包括支援センター) 認知症に関するなんでも相談窓口

区名	名称	所在地	電話 (FAX番号)	担当地域 (お住まいの小学校区名)
千種	千種区東部 いきいき支援センター	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1階	781-8343 (781-8346)	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、 東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
	分室	千種区宮根台一丁目4-24 山内ビル1階	726-8944 (726-8966)	
	千種区西部 いきいき支援センター	千種区西崎町2丁目4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530 (763-1547)	
東	東区 いきいき支援センター	東区泉二丁目28-5 東区在宅サービスセンター内	932-8236 (932-9311)	区内全域
	分室	東区矢田四丁目5-11 レジデンスアロー1階	711-6333 (711-6313)	
北	北区東部 いきいき支援センター	北区平安二丁目1-10 第5水光ビル2階	991-5432 (991-3501)	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、 宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部 いきいき支援センター	北区清水四丁目17-1 北区在宅サービスセンター内	915-7545 (915-2641)	味鋺、大杉、川中、金城、楠、 楠西、光城、清水、西味鋺、如意
	分室	北区中味鋺三丁目414	902-7232 (902-7233)	
西	西区北部 いきいき支援センター	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階	505-8343 (505-8345)	浮野、大野木、中小田井、比良、 平田、比良西、山田
	西区南部 いきいき支援センター	西区花の木二丁目18-1 西区在宅サービスセンター内	532-9079 (532-9020)	稲生、榎、上名古屋、児玉、 栄生、城西、庄内、なごや、 枇杷島、南押切
	分室	西区菊井二丁目2-3 アーパネス菊井ビル2階	562-5775 (562-5776)	
中村	中村区北部 いきいき支援センター	中村区名楽町4丁目7-18 中村区在宅サービスセンター内	486-2133 (486-2140)	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、 日比津、ほのか
	分室	中村区稲葉地本通1丁目3 魚住稲葉地ビル西号室	412-3030 (412-3110)	
	中村区南部 いきいき支援センター	中村区豊国通1丁目14	483-6866 (483-6867)	岩塚、米野、笹島、千成、八社、 日吉、牧野、柳
中	中区 いきいき支援センター	中区上前津二丁目12-23 中区在宅サービスセンター内	331-9674 (331-6001)	区内全域
	分室	中区栄四丁目1-8 中区役所地下2階	262-2265 (262-2275)	
昭和	昭和区東部 いきいき支援センター	昭和区滝川町33 いりなかスクエア3階	861-9335 (861-9336)	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭和区西部 いきいき支援センター	昭和区御器所三丁目18-1 昭和区在宅サービスセンター内	884-5513 (883-2231)	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、 村雲
	分室	昭和区阿由知通4丁目7 グローバル御器所2C	852-3355 (852-3344)	
瑞穂	瑞穂区東部 いきいき支援センター	瑞穂区佐渡町3丁目18 瑞穂区在宅サービスセンター内	858-4008 (842-8122)	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分室	瑞穂区洲山町二丁目21 啓徳名古屋南ビル1階	851-0400 (851-0410)	
	瑞穂区西部 いきいき支援センター	瑞穂区堀田通1丁目18 シティアーク1階	872-1705 (872-1707)	

区名	名称	所在地	電話 (FAX番号)	担当地域 (お住まいの小学校区名)
熱田	熱田区 いきいき支援センター	熱田区神宮三丁目1-15 熱田区在宅サービスセンター内	671-3195 (671-1155)	区内全域
	分室	熱田区大宝三丁目6-26 シャンポール日比野1階	682-2522 (682-2505)	
中川	中川区東部 いきいき支援センター	中川区八幡本通2丁目27 コーポ中野1階	354-8343 (354-8341)	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、 常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部 いきいき支援センター	中川区小城町一丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内	352-8258 (353-5879)	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、 戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、 春田、万場、明正
	分室	中川区春田四丁目119 プリマヴェーラ1階	364-7273 (364-7271)	
港	港区東部 いきいき支援センター	港区港楽二丁目6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568 (651-1167)	稲永、大手、港楽、成章、東海、 中川、西築地、野跡、東築地
	港区西部 いきいき支援センター	港区寛政町6丁目40	381-3260 (381-3261)	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、 当知、南陽、西福田、福田、福春、 明德
	分室	港区知多二丁目2215 レープエル1階	309-7411 (309-7412)	
南	南区北部 いきいき支援センター	南区桜台一丁目1-25 桜ビル1階	811-9377 (811-9387)	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、 道徳、豊田、明治、呼統
	分室	南区道徳通三丁目46	698-7370 (698-7380)	
	南区南部 いきいき支援センター	南区前浜通3丁目10 南区在宅サービスセンター内	819-5050 (819-1123)	
守山	守山区東部 いきいき支援センター	守山区小幡南一丁目24-10 守山区在宅サービスセンター内	758-2013 (758-2015)	天子田、大森、大森北、小幡、 上志段味、吉根、志段味西、 志段味東、下志段味、苗代、 本地丘、森孝西、森孝東
	分室	守山区吉根南1401	736-0080 (736-0081)	
	守山区西部 いきいき支援センター	守山区瀬古東二丁目411	758-5560 (758-5582)	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、 甘軒家、二城、守山
緑	緑区北部 いきいき支援センター	緑区鳴子町一丁目7-1 緑区在宅サービスセンター内	899-2002 (891-7640)	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、 熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、 戸笠、徳重、長根台、鳴子、 鳴海東部、桃山
	分室	緑区徳重五丁目625 アーバニティ幸1階	877-9001 (877-8841)	
	緑区南部 いきいき支援センター	緑区左京山3038	624-8343 (624-8361)	
名東	名東区北部 いきいき支援センター	名東区上社一丁目802 名東区在宅サービスセンター内	726-8777 (726-8776)	猪高、猪子石、香流、北一社、 引山、藤が丘、平和が丘、本郷、 豊が丘、蓬来
	分室	名東区明が丘124-2 ami ami annex2階	771-7785 (771-7702)	
	名東区南部 いきいき支援センター	名東区にじが丘2丁目7 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟	720-6121 (720-5400)	
天白	天白区東部 いきいき支援センター	天白区原一丁目301 天白区在宅サービスセンター内	809-5555 (385-8451)	相生、植田、植田北、植田東、 植田南、たかしま、原、平針、 平針北、平針南
	分室	天白区原五丁目1303 三和シャトー1階	808-5400 (808-5322)	
	天白区西部 いきいき支援センター	天白区大坪二丁目604	839-3663 (839-3665)	



「わたしのこと」

付録①

お名前：
記入日： 年 月 日

今後、ご自分の気持ちやこれまでのことをうまく伝えることが難しくなるかもしれません。これからの生活をどのように送りたいかなどをご家族等とお話しする機会をつくりましょう。

★わたしにとって…

- なじみの場所は、
- 行きたい場所は、
- 会いたい人は、
- 一番頼りにしている人は、
- 支えたい人は、

★わたしの好きな(嫌いな)こと

- 好きな(嫌いな)ことや話は、
- わたしがしてきた仕事や得意なことは、
- 毎日の習慣になっていることは、
- 大切な思い出は、
- 好きな(嫌いな)食べ物は、
- 好きな曲(音楽)は、

わたし

日ごろ、関わりのある人(ご家族やかかりつけ医など)を書いてみましょう。

★わたしの今の気持ち

- うれしいこと、楽しいことは、
- 不安や悲しみ、苦しいことは、
- やりたいことは、
- 介護への願い、要望は、
- 医療への願い、要望は、
- 人生のターミナルでの願いや要望は、
- 延命の措置を望みますか? はい ・ いいえ
- どこで過ごしたいですか? ・ 自宅 ・ 施設 ・ 病院
- その他、伝えたいことは、

(認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式より抜粋)

受診にあたってのメモ

限られた時間内に伝えたいことを漏らさずに伝えることはなかなか難しいことです。受診の前に、ご本人の様子や相談したいこと、伝えたいことをメモしておきましょう。



記入日
年 月 日()

受診日
年 月 日()

1.ご本人の様子について、あてはまるものにチェック☑しましょう。

1	同じことを言ったり聞いたりする	8	慣れた所で道に迷った
2	物の名前が出てこなくなった	9	財布などを盗まれたという
3	置き忘れやしまい忘れが目立ってきた	10	ささいなことで怒りっぽくなった
4	以前はあった関心や興味が失われた	11	蛇口・ガス栓の締め忘れ 火の用心ができなくなった
5	だらしなくなった	12	複雑なテレビドラマが理解できない
6	日課をしなくなった	13	夜中に急に起きだして騒いだ
7	時間や場所の感覚が不確かになった		

(愛知県・国立研究開発法人国立長寿医療研究センター発行「認知症チェックリスト」)

3つ以上あてはまったら
医療面…かかりつけ医、もの忘れ検診(P7)、認知症の専門医療機関(P8)
生活面…名古屋市認知症コールセンター(P13)、いきいき支援センター(P25・P26)
へご相談ください。

2.ご本人について、あれ?と思ったことや最近の様子、相談したいことを書いておきましょう。また、チェックリストでチェック☑した症状等については、「どんなときに」、「どのように」など具体的に書いておきましょう。

3.ご家族として、医師に相談したいことを書いておきましょう。

意思表示ができるマークをご存じですか？

介護マークとは



介護する人が介護中であることを周囲に理解してもらうために作成されたマークです。例えば、駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うときや男性介護者が女性用下着を購入するときなどに活用します。

配布場所は、区役所福祉課高齢福祉係、支所区民福祉課福祉係、いきいき支援センター（地域包括支援センター）などです。

ヘルプマークとは



内部障害や難病の方を始め、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

配布場所は、区役所福祉課、支所区民福祉課、障害者基幹相談支援センターなどです。

ヘルプカードとは



外見からは分かりにくい障害・疾患のある方や、コミュニケーションをとることが困難な障害のある方等が、周囲にご自身の障害・疾患への理解や必要な支援を求めることができるよう、障害特性や希望する支援内容を記入し、財布や手帳等に入れて携帯していただくものです。また、透明のケースに入れて首からぶら下げたり、カバンにつけていただくこともできます。

配布場所は、区役所福祉課、支所区民福祉課、障害者基幹相談支援センターなどです。

希望をかなえるヘルプカードとは



自分が望んでいること（やりたいことや続けたいことなど）を安心してスムーズにできるために、自分が使うカードです。周りの人に自分が望むことやちょっとわかってほしいこと、お願いしたことを書いておき、必要な時だけ見せて使います。本人が認知症に伴う不安や不自由を解消するために必要な内容を具体的に書ける余白があり、必要時のみ利用します。ヘルプマークと併用して活用する人もいます。

カードは、認知症介護情報ネットワークよりダウンロードできます。

認知症
介護情報
ネットワーク



「支払いのときに周りの人に迷惑をかけないように、あらかじめ千円札を両ポケットに入れてあります。ただ、帰りには小銭がいっぱいでズボンが垂れ下がってしまうけどね(笑)」

「忘れないように書いたメモをなくしちゃうことがある。すると不安になったり、またやったかと自分を責める気持ちになる。でも今は、その子たち(メモ)の居場所を作ったから大丈夫の知恵がついたかな(笑)」

認知症になっても周りの人に迷惑をかけないように、今までの経験を頼りに工夫を重ねながら暮らしています。

私たちはこうした言動の背景にある本人なりの理由や気持ちを想像し共感することが大切ではないでしょうか。

その共感の輪を広げていくことで、「認知症になっても安心して暮らせるまち なごや」の実現に近づきます。

認知症の人と家族が 安心して暮らせるまちなごや



名古屋市が運営するウェブサイトのご案内

★NAGOYAかいごネット

名古屋市では、介護の最新情報をお届けする、ウェブサイトを開発しています。お近くの介護保険事業所の検索や、名古屋市で行われている取り組みなどをご覧いただけます。ぜひ、ご活用ください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>

NAGOYAかいごネット

検索

★なごや認知症あんしんナビ

名古屋市認知症相談支援センターが運営するウェブサイトです。認知症の症状や容態の変化に応じて必要な制度や資源の情報をお伝えするほか、若年性認知症への支援や、名古屋市内の認知症に関するイベント情報等をご覧いただけます。

<http://n-renkei.jp/>

なごや認知症あんしんナビ

検索

発行／名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 TEL 972-2549 FAX 955-3367
編集／名古屋市認知症相談支援センター TEL 734-7079 FAX 734-7199

(名古屋市認知症相談支援センターは、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が名古屋市より委託を受けて運営しています。)

このパンフレットは、令和6年7月現在の内容で作成しています。
このパンフレットは名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)からダウンロードできます。